

香美町こども医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯が安心して子育てできるよう、こども保護者に対し、医療費の一部を助成することにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 町内に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 生徒 町内に住所を有する12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、親権を有する者、こども保護者に扶養されていない者を除く。
- (3) こども 児童及び生徒をいう。
- (4) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (5) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。
- (6) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支

給又は給付を含む。)を控除した額をいう。

- (7) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(助成対象者)

第3条 こども医療費助成の対象となる者は、こども保護者とする。ただし、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) こども保護者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)の合計額が23万5千円未満であること。ただし、所得割の額を算定する場合には、その者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (2) こども保護者が当該こどもの生計を維持できない場合は、そのこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が、23万5千円未満であること。ただし、所得割の額を算定する場合には、その者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(助成の範囲)

第4条 こども医療費として助成する医療費の範囲は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とし、当該こども保護者に対しこども医療費として支給する。

(こども医療費受給者証)

第5条 町長は、受給者に対しこども医療費受給者証(様式第1号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証の交付を受けようとする者は、受給者証交付・更新申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、当該助成を行わない旨の決定をしたときは、受給者証交付・更新申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 受給者証の有効期限は交付の日から1年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の6月30日(以下「有効期間満了日」という。)までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに資格を喪失する場合は、当該資格を喪失する日までとする。

5 受給者証の交付を受けた者が有効期限後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、第2項の規定に基づく申請をしなければならない。ただし、町長が必要であると認めるときは、当該申請を待たずに受給者証を交付することができる。

6 受給者証の交付を受けた者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに当該受給者証を町長に返還し、破棄しなければならない。

7 受給者証の交付を受けた者は、兵庫県内に所在する保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該医療機関に受給者証を提示しなければならない。

(届出義務)

第6条 受給者証の交付を受けた者は、住所又は氏名等を変更したときは、交付申請内容変更届(様式第4号)を速やかに町長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第7条 受給者証の交付を受けた者が、その資格を喪失したときは、速やかに受

給資格喪失届（様式第5号）に受給者証を添えて届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第8条 受給者証の交付を受けた者が受給者証を破損し、又は紛失したときは、受給者証再交付申請書（様式第5号の2）により町長に再交付を申請することができる。この場合において、破損した受給者証は町長に返還しなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた者は、受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、速やかにいずれかの受給者証を町長に返還しなければならない。

（こども医療費の支給申請）

第9条 こども医療費の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、支給申請書（様式第6号）に第4条に規定する医療に関する給付の行われていることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類、その他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、第11条の規定により、こども医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（こども医療費の支給決定等）

第10条 町長は、前条の規定による支給申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、こども医療費の支給を行う事を決定したときは、支給申請者に支給するものとし、当該支給を行わない事を決定したときは、支給申請却下通知書（様式第7号）により、当該支給申請者に通知するものとする。

（支給方法の特例）

第11条 町長は、こどもが兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは、こども医療費として当該医療を受けた者に支給するべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に受けた医療に係るこども医療費の支給については、香美町こども医療費助成事業実施要綱（平成22年香美町告示第38号）の規定は、なおその効力を有する。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 3 第3条における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額」については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則（平成24年2月6日告示第9号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香美町こども医療費助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療等に係るこども医療費の支給に関する助成対象者について適用し、同日前の医療等に係るこども医療費の支給に関する助成対象者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月1日告示第165号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成25年9月4日告示第108号）

この告示は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月18日告示第122号）

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月2日告示第86号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年9月14日告示第88号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条第1号及び第2号にただし書きを加える改正規定は、平成30年7月1日から適用する。
- 2 第2条の規定による改正後の香美町こども医療費助成事業実施要綱の規定は平成30年9月1日から適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の香美町こども医療費助成事業実施要綱の規定は、令和3年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前の医療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日告示第184号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。